

税関における知的財産権侵害物品の水際取締り — 商標権に基づく輸入差止申立ての手続 —

東京税関総括知的財産調査官付調査官（商標担当） 宮川 元¹⁾

抄録

本稿では、「知的財産権の活用」の一手法として、税関における知的財産権侵害物品の水際取締りについて紹介する。マクロ的な制度趣旨や制度内容は、特技懇No.285（平成29年5月16日発行）で大場氏による明快な解説²⁾がなされているのでそちらに委ね、本稿では税関への申請の詳しい内容をミクロ的に紹介する。その中でも、税関への申立ての件数が最も多い、商標権に基づく輸入差止申立ての手続を取り上げる。

1. 輸入差止申立ての位置づけ

ミクロ的な手続を紹介する前に、簡単に輸入差止申立ての効果と位置づけを確認する。

税関は、その名称が示すとおり、国境を越えて輸入される貨物に課される関税等を徴収する「税」に関する仕事と、日本に輸入される貨物を取り締まる「関」に関する仕事を行っている。知的財産権侵害物品の水際取締りは、後者の「関」に関する業務に含まれる。そして税関には、「安全・安心な社会」、

「適正で迅速な通関」、「円滑な貿易」の実現という3つの大きな使命がある。

下記の写真は、平成30年度における、税関における知的財産権侵害物品の水際取締りで差し止められた物品の例である。平成30年度は、商標権に基づく侵害物品の取締りによって、6923件、点数にして約13万2000件の物品が差し止められた³⁾。

知的財産権は、適切に保護され利用されることにより、産業の発達や文化の発展等に貢献するものである。しかし、例えば、商標権を侵害する物品が輸

			 
① バッグ (商標権)	② ピンバッチ (商標権)	③ 財布 (商標権)	④ ブーツ (商標権)

(参考) 平成30年度に差し止められた知的財産権侵害物品の一例

1) 本稿は筆者個人の考えを述べるものであり、筆者が所属する組織の考えを示すものではないこと、また本稿における見解及び内容に関する誤りは、全て筆者の責任であることを申し添える。

2) 税関における知的財産権侵害物品の水際取締り—特許庁等との連携に着目して— (<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/285/285kiko1.pdf>)
なお、ウェブページの最終閲覧日は、以下すべて令和元年10月15日である。

3) 税関HP (http://www.customs.go.jp/tokyo/yun/chizai_sashitome_H30.htm)

入されるなどして市場に出回ると、権利者の利益や信用が害されてしまう。同時に、安全基準を満たさない製品が出回ることにより、消費者の健康や安全を脅かすおそれもある。税関では安全・安心な社会の実現という使命を果たすべく、知的財産権侵害物品の水際取締りを行っている。

税関では空港や港において、輸出入される貨物の検査を行う。検査対象貨物は、航空機や貨物船などに積載されているものだけではなく、手荷物としての旅客貨物や、郵便物も対象となる。検査の際、税関職員が知的財産権を侵害すると疑われる貨物を発見した場合、その物品が知的財産権を侵害するか否かについて判断を行う手続が「認定手続」である。そして認定手続の結果、知的財産権侵害物品と認定された物品は、ほとんどが滅却（廃棄・焼却）等の処分となる⁴⁾。



(参考) 侵害品と粉碎装置

ただし、適正で迅速な通関を実現する上で、輸出入される貨物の全量を検査するわけにはいかず、かつ、税関職員が世の中に出回るすべてのブランドを

把握するのは難しい。そこで、知的財産権侵害疑義物品が輸出入されようとするとき、前記「認定手続」を確実に執ることができるように、あらかじめ税関に対して侵害すると認める物品を特定して、認定手続着手の執行を申し立てる手続が「輸入差止申立て」である。

なお、「知的財産権を侵害するか否かについて判断(認定手続)」を税関単独で行っている国は少なく、とても強い行政行為である。そのため、認定手続着手の執行を申し立てる輸入差止申立てにはしっかりとした根拠が必要となる。税関に対する輸入差止申立てに必要な資料は下記のとおりである⁵⁾。以下、各資料で留意すべき事項を詳説する。

(参考) 輸入差止申立てに必要な資料

- ① 申立書 (税関様式)
- ② 登録原簿謄本・公報
- ③ 侵害の事実を疎明するための資料等
- ④ 識別ポイントに係る資料
- ⑤ 代理人が申立手続を行う場合には委任状等

2. 申立書及び登録原簿

輸入差止申立てをなすことができる者は、商標権の権利者や専用使用権者である。権利関係を明確にするため、輸入差止申立書には専用使用権の設定状況を記載する欄がある。

輸入差止申立てをする際、登録原簿謄本と公報が必要となる。輸入差止申立てには根拠となる権利が必要であり、税関は権利の最新情報を確認するため、取得から3か月以内の登録原簿謄本の提出をお願いしている。また登録商標等が記載されている公報も合わせて提出することを求めている。

次に、税関における輸入差止申立ての有効期間は、申立ての受理の日から4年間である。例えば、令和2年4月1日に受理された輸入差止申立ての有

4) 税関HP (http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_003.htm)

5) 税関HP (http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/b_003.htm)

効期間は、令和6年3月31日となる。なお、輸入差止申立ては有効な商標権を根拠としていることから、根拠となる商標権の存続期間が、令和6年3月31日より前の、令和4年4月1日に満了する場合、輸入差止申立ての有効期間も令和4年4月1日に終了する。その場合、特許庁に商標権の更新登録をするとともに、税関に輸入差止申立ての更新申請を行うと、輸入差止申立ての有効期間も延長される。

3. 侵害の事実を疎明するための資料

侵害の事実を疎明するための資料は「疎明資料」と呼ばれる。その基本的な構成は税関のHPに掲載されている⁶⁾。なお冒頭に記載したとおり、認定手続着手の執行を申し立てる輸入差止申立てにはしっかりと根拠が必要となるため、「この新商品は売れているから、これから模倣品が来そう」という理由では弱く、「某国を仕出地とする模倣品が過去に見つかったことがある」という事実が必要になる。そのため、まずは実際の侵害品を入手することが重要である。この侵害品を入手することは、後述する識別ポイントに関する資料を作成する際も有益となる。

(参考) 疎明資料の大まかな構成

- ①保有している商標権の説明(登録商標及び指定商品)
- ②出回っている侵害品(○号標章)の説明
- ③登録商標と○号標章との類似の説明
- ④指定商品と侵害品の類似の説明
- ⑤商標権侵害物品に該当する旨の結論

その中でも③と④については、商標の類否という、商標法4条1項11号に代表される商標実務の重要な論点に関係する。

まず商標の類否については、いわゆる氷山事件

(行政事件)や小僧寿し事件(侵害事件)に基づいて考えることが基本となる。輸入差止申立てや認定手続は侵害事件のような対立構造となるところ、侵害事件である小僧寿し事件では商標の類否について下記のとおり判示されている。疎明資料では登録商標と○号標章の構成を認定し、両事件の判示事項を参考に商標の類否を疎明することになる。この部分は、商標法4条1項11号に関する特許庁の拒絶理由通知に対する意見書作成にも通じるところがあり、専門家である弁理士等に依頼するケースも多いだろう。

(参考) 小僧寿し事件

最高裁平成6年(オ)第1102号

(抜粋) 商標の類否は、同一又は類似の商品に使用された商標が外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきであり、かつ、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである。右のとおり、商標の外観、観念又は称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所を誤認混同するおそれを推測させる一応の基準にすぎず、したがって、右三点のうち類似する点があるとしても、他の点において著しく相違するか、又は取引の実情等によって、何ら商品の出所を誤認混同するおそれが認められないものについては、これを類似商標と解することはできないというべきである。

商標の類否に付随して、必要に応じて「商標的使用」について記載する。税関では侵害成立阻却事由(抗弁事由)も含めて侵害品か否かを判断しており、商標的使用についても、下記のいわゆる「テレビまんが事件」等の判示事項を参考に、積極的に主張することが考えられる。

6) 税関HP (http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/b_004_4.htm)

(参考) テレビまんが事件

東京地裁昭和53年(ワ)第255号

(抜粋) 登録商標と同一又は類似の商標を商品について使用する第三者に対し、商標権者がその使用の差止等を請求しうるためには、右第三者の使用する商標が単に形式的に商品等に表されているだけではならず、それが、自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いられていることを要するというべきである。

すなわち、登録商標と同一又は類似の商標が商品について使用されている場合、それが自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で使用されているときは、商標権者は、自己の登録商標の本来の機能の発揮を妨げるものとしてその使用を禁止しうるけれども、それが自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で使用されていると認められないときは、その商標の使用は本来の商標としての使用ということができず、商標権者は、自己の登録商標の本来の機能の発揮を妨げられないがゆえに、その商標の使用を禁止することができない。

次に商品の類否については、いわゆる橘正宗事件に基づいて考えることが基本となる。

日本特許庁では、出願された商標が前記拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された商標の指定商品又は指定役務と他人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」に基づいて判断している。この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は、提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似する商品又は役務であると推定される。そして、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組み合わせからなる五桁の共通コードである「類似群コード」が付される。審査実務上、同じ類似群コードが付さ

れた商品及び役務については、原則としてお互いに類似するものと推定される⁷⁾。

疎明資料における商品の類否についても、橘正宗事件及び「類似商品・役務審査基準」の考え方を参考に疎明することになる。

(参考) 橘正宗事件

最高裁昭和33年(オ)第1104号

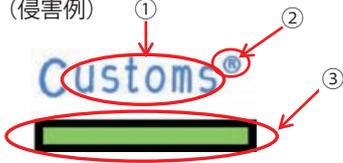
(抜粋) 商標が類似のものであるかどうかは、その商標を或る商品につき使用した場合に、商品の出所について誤認混同を生ずる虞があると認められるものであるかどうかということにより判定すべきものと解するのが相当である。そして、指定商品が類似のものであるかどうかは、原判示のように、商品自体が取引上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく、それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞がある認められる関係にある場合には、たとえ、商品自体が互に誤認混同を生ずる虞がないものであっても、それらの商標は商標法(大正一〇年法律九九号)二条九号にいう類似の商品にあたりと解するのが相当である。

4. 識別ポイント

税関職員が輸出入される貨物の検査を行う際に、差止対象物品を他のものから区別するためのポイントを図解した資料が、識別ポイントに係る資料である。上記疎明資料を作成する際に、実際の侵害品を入手することが重要であることを述べたが、この識別ポイントに係る資料を作成する際にも活用することができる。

新たな知的財産権侵害疑義物品が見つかった場

7) 特許庁HP (https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/kako/ruijigun_cord/ruijigun_cord_reidai.html)

真正品	侵害品
<p>商品の色及びロゴ 真正品は以下のように上部が濃い青、中央から下部にかけて薄い青の二色からなる。</p>  <p>ロゴ</p>  <p>①ローマ字は全て大文字が使用され、黒色で記載されている。 ②ロゴ部分に「®」が付されることはない。 ③図形が付されることはない。</p>	<p>商品の色及びロゴ 左記以外の色及び特徴と異なる商品は侵害品である。 (侵害例)</p>  <p>ロゴ (侵害例)</p>  <p>①ローマ字部分に小文字が使用されており、青色で記載されている。 ②ロゴ部分に「®」が使用されている。 ③図形が付されている。</p>

(参考) 識別ポイントの記載例⁸⁾

合、事後的に輸入差止申立ての対象となる商標権を追加したり、識別ポイントの内容を変更することができる。ただし識別ポイントを内容変更するに際し、商品ラインごとに識別ポイントがバラバラで、一貫性のある模倣品対策が執れないことがある。模倣品の出現を事前に予測することは悲しいことではあるが、商品のラインナップが増える前に、自社商品の外装やパッケージの特徴について全社的に情報を共有し、統一的な模倣品対策の方向性を決めることが重要となる。

5. おわりに

特許庁に対する商標登録出願からの一連の手続きは、商標法の権利発生面の手続きであるのに対し、税関に対する輸入差止申立てからの一連の手続きは、商標法の権利侵害面の手続きとなる。そのため、税関における水際取締りの運用は、類否判断をはじめとして、特許庁の権利発生面の実務とはやや異なる一面がある。

また識別ポイントの作成については、実際に輸出

入される貨物の検査を行う税関職員が豊富な経験を有している。税関では輸入差止申立て前の事前面談の受付もしているため、資料作成や運用面の相違点などの認識を共有するため、輸入差止申立てを考えている場合は、一度最寄りの税関に相談することをおすすめする。

本稿が、各企業の模倣品対策に輸入差止申立てという新たな選択肢を提供できること、また知的財産権侵害物品がひとつでも多く減り、健全な経済活動の発展に寄与することを祈念して結びとする。

profile

宮川 元 (みやかわ はじめ)

平成21年4月 特許庁入庁 (産業役務)
平成25年4月 審査官昇任 (一般役務)
平成25年7月 情報技術統括室商標検索システム係
平成27年7月 国際商標登録出願
平成28年4月 企画調査課商標動向係・人材育成係
平成30年4月 商標審査基準室
令和元年7月 現職

8) 税関HP (<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/content/syouhyou2.pdf>)